

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

第二条による改正後	第一条による改正後	改正前
<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。</p> <p>2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会</p>	<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。</p> <p>2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会</p>	<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。</p> <p>2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会</p>

は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校 (義務教育学 校の前期課程 を含む。)	同学年の児童で編制する学級	三十五人
学校教育法 第八十一条 第二項及び 第三項に規	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)

は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校 (義務教育学 校の前期課程 を含む。)	同学年の児童で編制する学級	三十五人
学校教育法 第八十一条 第二項及び 第三項に規	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)

は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校 (義務教育学 校の前期課程 を含む。)	同学年の児童で編制する学級	四十人(第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人)
学校教育法 第八十一条 第二項及び 第三項に規	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)

中学校 (義務 教育学 校の後 期課程 及び中 等教育 学校の 前期課 程を含 む。)	同学年の生 徒で編制す る学級	三十五人
定する特別 支援学級	二の学年の 生徒で編制 する学級	八人
各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の 小学部又は中学部の一学級の児童又は 生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が 定める障害を二以上併せ有する児童又は 生徒で学級を編制する場合にあつては、三	支援学級	八人

中学校 (義務 教育学 校の後 期課程 及び中 等教育 学校の 前期課 程を含 む。)	同学年の生 徒で編制す る学級	四十人
定する特別 支援学級	二の学年の 生徒で編制 する学級	八人
各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の 小学部又は中学部の一学級の児童又は 生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が 定める障害を二以上併せ有する児童又は 生徒で学級を編制する場合にあつては、三	支援学級	八人

中学校 (義務 教育学 校の後 期課程 及び中 等教育 学校の 前期課 程を含 む。)	同学年の生 徒で編制す る学級	四十人
定する特別 支援学級	二の学年の 生徒で編制 する学級	八人
各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の 小学部又は中学部の一学級の児童又は 生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が 定める障害を二以上併せ有する児童又は 生徒で学級を編制する場合にあつては、三	支援学級	八人

人)を標準として、都道府県の教育委員会
が定める。ただし、都道府県の教育委員会
は、当該都道府県における児童又は生徒の
実態を考慮して特に必要があると認める
場合については、この項本文の規定により
定める数を下回る数を、当該場合に係る一
学級の児童又は生徒の数の基準として定
めることができる。

人)を標準として、都道府県の教育委員会
が定める。ただし、都道府県の教育委員会
は、当該都道府県における児童又は生徒の
実態を考慮して特に必要があると認める
場合については、この項本文の規定により
定める数を下回る数を、当該場合に係る一
学級の児童又は生徒の数の基準として定
めることができる。

人)を標準として、都道府県の教育委員会
が定める。ただし、都道府県の教育委員会
は、当該都道府県における児童又は生徒の
実態を考慮して特に必要があると認める
場合については、この項本文の規定により
定める数を下回る数を、当該場合に係る一
学級の児童又は生徒の数の基準として定
めることができる。

○ 附則第二条第一項関係（平成二十八年度）

（傍線部分は読替え部分）

読 替 え 後		読 替 え 前	
（学級編制の標準） 第三条（略）			
2 （略）	2 （略）	2 （略）	2 （略）
学校の種類	学級編制の区分	学校の種類	学級編制の区分
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級
級	二の学年の児童で編制する学級	級	二の学年の児童で編制する学級
八十一條第二項及び第三項	八人	八十一條第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
一学級の児童又は生徒の数	三十五人（第三学年の児童で編制する学級、第四学年の児童で編制する学級、第五学年の児童で編制する学級及び第六学年の児童で編制する学級にあつては、四十人）	一学級の児童又は生徒の数	三十五人
十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）

3 (略)	<p>中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)</p>	<p>同学年の生徒で編制する学級</p>	<p>四十人</p>
	<p>二の学年の生徒で編制する学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>
3 (略)	<p>中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)</p>	<p>同学年の生徒で編制する学級</p>	<p>四十人</p>
	<p>二の学年の生徒で編制する学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>

○ 附則第二条第二項関係(平成二十九年年度)

(傍線部分は読替え部分)

読 替 え 後		読 替 え 前	
(学級編制の標準) 第三条 (略)			
2 (略)			
学校の種類 小学校(義務教 育学校の前期 課程を含む。)	学級編制の区 分	一学級の児童又は生徒の数	一学級の児童又は生徒の数
級 二の学年の児 童で編制する 学級 学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特	級 二の学年の児 童で編制する 学級 学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特	三十五人(第四学年の児童で 編制する学級、第五学年の児 童で編制する学級及び第六 学年の児童で編制する学級 にあつては、四十人)	三十五人
級 二の学年の児 童で編制する 学級 学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特	級 二の学年の児 童で編制する 学級 学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級	十六人(第一学年の児童を含 む学級にあつては、八人)	十六人(第一学年の児童を含 む学級にあつては、八人)
級 二の学年の児 童で編制する 学級 学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特	級 二の学年の児 童で編制する 学級 学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特	八人	八人

3 (略)	<p>中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)</p>	<p>別支援学級</p>	<p>四十人</p>
	<p>同学年の生徒で編制する学級</p> <p>二の学年の生徒で編制する学級</p> <p>学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級</p>	<p>四十人</p> <p>八人</p> <p>八人</p>	<p>四十人</p> <p>八人</p> <p>八人</p>
3 (略)	<p>中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)</p>	<p>別支援学級</p>	<p>四十人</p>
	<p>同学年の生徒で編制する学級</p> <p>二の学年の生徒で編制する学級</p> <p>学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級</p>	<p>四十人</p> <p>八人</p> <p>八人</p>	<p>四十人</p> <p>八人</p> <p>八人</p>

○ 附則第二条第三項関係（平成三十年度）

（傍線部分は読替え部分）

読 替 え 後		読 替 え 前	
（学級編制の標準） 第三条（略）			
2 （略）	2 （略）	2 （略）	2 （略）
学校の種類	学校の種類	学校の種類	学校の種類
小学校（義務教 育学校の前期 課程を含む。）	小学校（義務教 育学校の前期 課程を含む。）	小学校（義務教 育学校の前期 課程を含む。）	小学校（義務教 育学校の前期 課程を含む。）
学級編制の区 分	学級編制の区 分	学級編制の区 分	学級編制の区 分
一学級の児童又は生徒の数	一学級の児童又は生徒の数	一学級の児童又は生徒の数	一学級の児童又は生徒の数
三十五人（第五学年の児童で 編制する学級及び第六学年 の児童で編制する学級にあ つては、四十人）	三十五人（第五学年の児童で 編制する学級及び第六学年 の児童で編制する学級にあ つては、四十人）	三十五人	三十五人
二の学年の児 童で編制する 学級	二の学年の児 童で編制する 学級	二の学年の児 童で編制する 学級	二の学年の児 童で編制する 学級
十六人（第一学年の児童を含 む学級にあつては、八人）	十六人（第一学年の児童を含 む学級にあつては、八人）	十六人（第一学年の児童を含 む学級にあつては、八人）	十六人（第一学年の児童を含 む学級にあつては、八人）
学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級	学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級	学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級	学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級

3 (略)	<p>中学校(義務教育学校)の後期課程及び中等教育学校の前 期課程を含む。</p>	<p>同学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>四十人</p>
	<p>二の学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>
3 (略)	<p>中学校(義務教育学校)の後期課程及び中等教育学校の前 期課程を含む。</p>	<p>同学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>四十人</p>
	<p>二の学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>

○ 附則第二条第四項及び第三条第一項関係（平成三十一年度）

（傍線部分は読替え部分）

読 替 え 後

読 替 え 前

（学級編制の標準）
第三条（略）

（学級編制の標準）
第三条（略）

2
（略）

2
（略）

学校の種類	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
分	同学年の児童で編制する学級 三十五人（第六学年の児童で編制する学級にあつては、四十人）
別支援学級	二の学年の児童で編制する学級 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
別支援学級	八人
別支援学級	八十一條第二項及び第三項に規定する特別支援学級

学校の種類	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
分	同学年の児童で編制する学級 三十五人
別支援学級	二の学年の児童で編制する学級 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
別支援学級	八人
別支援学級	八十一條第二項及び第三項に規定する特別支援学級

3 (略)	<p>中学校(義務教 育学校の後期 課程及び中等 教育学校の前 期課程を 含む。)</p>	<p>同学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>三十五人(第二学年の生徒で 編制する学級及び第三学年 の生徒で編制する学級にあ つては、四十人)</p>
	<p>二の学年の生 徒で編制する 学級</p> <p>学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>
3 (略)	<p>中学校(義務教 育学校の後期 課程及び中等 教育学校の前 期課程を 含む。)</p>	<p>同学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>三十五人</p>
	<p>二の学年の生 徒で編制する 学級</p> <p>学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>

○ 附則第三条第二項関係（平成三十二年度）

（傍線部分は読替え部分）

読 替 え 後

読 替 え 前

（学級編制の標準）

第三条（略）

2
（略）

学校の種類	学級の編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

（学級編制の標準）

第三条（略）

2
（略）

学校の種類	学級の編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 (略)	<p>中学校(義務教育学校)の後期課程及び中等教育学校の前 期課程を含む。</p>	<p>同学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>三十五人(第三学年の生徒で 編制する学級にあつては、四 十人)</p>
	<p>二の学年の生徒 で編制する 学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>
	<p>学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>
3 (略)	<p>中学校(義務教育学校)の後期課程及び中等教育学校の前 期課程を含む。</p>	<p>同学年の生徒 で編制する学 級</p>	<p>三十五人</p>
	<p>二の学年の生徒 で編制する 学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>
	<p>学校教育法第 八十一条第二 項及び第三項 に規定する特 別支援学級</p>	<p>八人</p>	<p>八人</p>